

消防だより

Vol.010

お問い合わせ 上ノ国消防署 ☎0139-55-2071

近年ガソリンに関連する事故や犯罪が増え、購入方法や運び方に関する問い合わせも増えていることから、注意点を一問一答方式で解説します。

Q ガソリンスタンドでガソリンを容器に入れて買う時、どうやって買えばいいんですか？

A

- ①消防法令で定める性能試験をクリアした**金属製容器（ガソリン携行缶）**を使用
- ②購入したガソリンを**乗用車**で運搬する場合には、数量は**22ℓ**が上限
- ③基準を満たしていない灯油用ポリタンクや船外機用プラスチック製燃料タンク・ペットボトル・一斗缶等（KHK 認証マークやUN 認証マーク等の無い物）での購入・運搬は禁止されています。



左が危険物保安技術協会認証のKHKマーク、右が危険物の国際輸送に関する国際勸告認証のUNマークです。このマークのどちらかが貼られている物は消防法で定める試験をクリアした物です。

Q なぜ金属製容器（ガソリン携行缶）以外でガソリンを購入・運搬が禁止されているんですか？



A ガソリンは、マイナス40℃でも可燃性蒸気（以下ガソリン蒸気）を発生させているので、**常温では常に引火し、爆発火災の危険があります。**

特に灯油用ポリタンクは電気を通さず、ガソリンに溜まった静電気を逃がすことができないことから、ポリタンクを開けた時に静電気が放電して爆発火災を引き起こす危険性があります。

また、ガソリンは腐食性が強いことから、灯油用ポリタンクなどは溶けたり、変形する可能性があります。

さらに金属製容器（ガソリン携行缶）以外の容器は気密性が低く、揮発性の高いガソリンが内部でガソリン蒸気を発生し続けるために内部の圧力を上げ続け、キャップの隙間からガソリン蒸気が漏れ出し、空気より重いことから低い場所に流れて溜まります。

ガソリン蒸気は低い位置を思った以上に遠くへ流れ出し、思わぬものが着火源となって爆発火災が発生してしまいます。

以上のようにガソリンは大変危険な物質のため、性能試験をクリアした容器でなければ購入・運搬できない事が消防法で規定されています。

今後も危険物についての情報を発信していきます！ご不明な点は上ノ国消防署危険物係までお問い合わせください！

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）が居ない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

■戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の内、①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入り替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

（請求期間をすぎると第十一回特別弔慰金を受けられなくなりますので、ご注意ください。）

■請求手続き等のお問い合わせ及び請求窓口 住民課住民環境グループ

このポイントを受け取るためにはマイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定することが前提となります。
IDはご自身で設定用ホームページから設定することが出来るほか、役場企画統計グループでも設定の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。 ■お問い合わせ 総務課企画統計グループ

2020年4月号

